

学協会の登録基準決まる

——日本学術会議第93回総会報告——

4月25日から27日にわたって開かれた日本学術会議第93回総会で「学術研究団体の登録に関する規則」（以下「規則」という）が決まった。これは昨春秋、多くの科学者や研究者の反対を無視し、国会会期末のドサクサの中で、日本学術会議法（以下「法」という）が「改正」された結果、従来の公選制による会員選出に代わって、日本学術会議に登録された学協会（以下「登録学術研究団体」という）から推薦された者を内閣総理大臣が会員に任命することになったため、会員候補者および推薦人を推薦できる学術研究団体の基準を決める規則である。

この規則では学術研究団体とは「個人会員を主たる構成員として、学術会議の各部又は複数の部に関連する研究の領域における学術研究の向上発達を図ることを目的とする団体」（第一条）で3年以上の活動期間を有する（第二条）ものと規程されている。従って、若し定款に「ある特定の学術研究の向上発達を図ることを目的とする」という主旨がうたわれていない学協会は定款を改正して目的を明記しない限り、学術研究団体として認められない可能性がある。また、日本科学者会議のように、特定の学問分野ではなく、全ての学問分野を対象としている科学者団体も除外されるようになった。

また、第4条では年1回以上の学術研究の発表又は討論の集会和、学協会の運営及び活動の方針を決める総会又はそれに準ずるものを同じく年1回以上開き、学術研究論文（概要及び抄録を含む）の発表のための刊行物を年1回以上発行している団体であるとされ、特に自然科学分野ではレフリー制度又はこれに準ずるものが設けられているものに限るとされている。なお、構成員が特定の地域内に居住し、又は勤務している者に限っていないこと、特定の大学、学術研究機関その他の団体に所属する者に限っていないことを条件としている。これは、医師会やある大学の同窓会などを除外するためのものである。また、理事その他の役員の過半数が、大学若しくは学術研究機関に所属する科学者又は学術研究に従事する

科学者によって占められていることが必要であるとされた。これは名目的な人が役員になっているような学協会は学協会に値しないとされたものである。

この規則を審議する過程で、最も議論がたたかわされた問題は、登録学術研究団体の構成員の最低数をどれ位にするかという点と、構成員の定義を明記するかどうかという点であった。学協会の規模は部によってかなり差があるため、当初第5部（工学）と第7部（医、歯、薬学）からは3,000人という案が出され、一方、人文社会科学関係からは100人という意見が出された。しかし、余りにも大きな差があることと、そのような大きな差をつけると、いくつかの部にまたがる研究領域を持つ学協会が人数の少ない部に殺到するおそれがあるなどの意見が出て、最終的には別表のような構成員数となった。第4部は当初200人であったが、第5部との関連で最終的に300人になった。その結果、地球物理学関係では日本温泉科学会が登録からもれるおそれが出てきたのは残念である。

構成員の定義の問題では、第7部を中心にして学術会議会員を推薦する母体が科学者の集団であることを明記するのは当然だとする意見と、そもそも学協会はボランティア的なものであるからそのことで学協会を規制するのは好ましくないとする意見が激突した。その結果、規則には構成員の定義については規程しないが、参考資料

部	構成員数
第1部（文学、哲学、教育学、心理学、社会学、史学）	100人
第2部（法律学、政治学）	100人
第3部（経済学、商学・経営学）	100人
第4部（理学）	300人
第5部（工学）	500人
第6部（農学）	200人
第7部（医学、歯学、薬学）	500人

「学術研究団体登録規則に関する説明事項」に「構成員の定義は、規則で特定していないが、第7部会では一致して構成員を『2年以上の研究歴を有し、その学問分野で業績が一編以上ある者』と限定したい旨の了解事項が成立している。科学者の最小限の定義としてこの趣旨はもっともであるので、ここに特記し具体的運用については第7部会及びその関連学術研究団体の自主的調整に委ねることにした」という主旨の文章を挿入することで妥協が成立した。また、このことと関連して、大学の大学院の学生以外の学生、生徒は構成員に含めないこととなった。

日本気象学会は「学生会員」の規程を設けているが、これは会費減免のためだけのもので、大学院学生と他の学生、生徒を区別していない。総会などでの討議では「学生会員」を区別していない学協会は従来のままでいいとされていたが、構成員の数はただ単に登録学術団体になれるか否かだけでなく、一つの学協会から推薦できる会員候補者や推薦人の数にも関連する可能性があるもので、参考資料に加えられた上記の一文が今後強調されてくるおそれがあり、十分警戒する必要があると思う。

この規則によると第13期は別として、学協会は会員の推薦が行われる年ごと（3年毎）にその前年の6月30日までに登録を申請することになっており、会員推薦管理会が登録、不登録を判定することになっている。なお、この会員推薦管理会は政令によって作られるもので、法案の説明時点では「従来の選挙管理会と同様に事務的に処理するだけだ」とされていたが、この総会で会長は「他の筋からの感触から委員の一部を国大協など他の団体から推薦してもらおうようにしたい」と述べ、ただ単に事務的な処理をするものでなく、もっと大きな権限を持つものにしようとしていることがうかがえるので、今後十分監視する必要がある。

さて、この総会では、登録のための規則は決定されたが、各部の定数、専門別および研究連絡委員会別の定数をはじめ、推薦制の具体的内容・手続等については全く決まらなかった。部の定数については、第5、7部などからは学術会議自身が2年前に決めた「自主改革要綱」の線に沿って、学協会の構成員数などを勘案し、傾斜配分（人文社会系を少なく自然科学系を多く）すべしという意見と、「改革要綱」そのものは公選制を前提としたものであり、それが崩れた以上、人文社会科学と自然科学の調和ある発展という観点から従来通りの各部同数と

すべしという意見が対立している。研連についても推薦関与する研連と推薦に関らない実動研連をどう区別するかで意見が続出しているというのが現状である。

第4部会では従来の11専門を大きくまとめ6専門（数理科学、物理科学、生物科学、化学科学、地球科学、理学一般）にし、それぞれ、5～6の定員をはりつけ、その下に研連を対応させる案が提案された。この案は従来の地方区会員も或る程度考える余地があり、学問の発展に即して会員定数を変えられるなどの利点があるが、大きな学協会や研連が有利になり、従来はたとえ有権者の数が少なくとも、最低会員1人は選出できたという小領域の学問の特殊性が認められていた点が無視されるおそれもある。さらに「推薦に関与する研連には最低1名の会員の定数を割り当てなければならない」という新しい学術会議法の解釈の仕方によってはこのような案の実行そのものが出来ないかも知れないという意見も出てこれもまだ未定である。

このような状況の中で地球物理学研連は緊急に幹事会を開き、現在の分科会を全て研連に昇格させるとともに、若し上記のように専門を大きくまとめる時は地球物理学研連は地球科学に入ることが望ましいとの結論に達した。しかし、これらも全てペンディングである。

今後のタイム・スケジュールであるが、5月30、31日に第4部会が開かれ、研連及び専門の新しい編成が審議され、それを基礎に6月19～21日に臨時総会が開かれ、部及び研連の定数が決定される予定である。学術研究団体の登録にはどの研究連絡委員会に対応するかを明記しなければならないので、研連の改組再編が決まって初めて登録が出来るようになる。従って若しこの総会で部の定数や研連の改組が決まればおそらく7月初旬には日本学術会議から各学協会に9月末日頃までに登録申請書を提出するようにとの通知が来るものと思う。登録申請が出されると会員推薦管理会は登録の可否を決めて学協会に通知し、登録学術研究団体の数や構成員の数が決まれば現在推薦制分科会で審議されている手順に従って、推薦人および会員候補者の推薦依頼が登録学術研究団体になされるであろう。それはおそくとも今年末までに行われ、来春4月頃推薦人がそれぞれの研連毎に集まり、会員候補の中より会員を推薦し、最終的に推薦管理会のチェックを得た上で会員候補が総理大臣に推薦されることになるのである。

増田善信（日本学術会議第4部会員）